

議案第14号

目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月目黒区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第30条第3項、第32条第3項、第44条第3項及び第47条第3項中「乳児を4人以上利用させる場合は」を削る。

付則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

付則第2項の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

付則に次の見出し及び4項を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を置かなければならない。

7 前項の事情に鑑み、当分の間、第30条第2項又は第44条第2項に規定

する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

8 付則第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

9 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第44条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説明） 保育士の配置の基準を見直すとともに、新たにその特例を設け、併せて児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正されることに伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。